

令和4年御代田町農業委員会8月定例会議事録

■ 日 時 令和4年8月31日（水） 開会 午後3時00分
閉会 午後5時00分
■ 場 所 御代田町役場 大会議室

出席農業委員 14名

会長	1番	大井壽尚	委員	8番	山本裕之
職務代理	2番	内堀文夫	委員	9番	徳吉正博
委員	3番	萩原正康	委員	10番	飯塚仁子
委員	4番	浅沼伸吉	委員	11番	市川孝
委員	5番	内堀孝昌	委員	12番	塚田正博
委員	6番	清水陽子	委員	13番	萩原富士子
委員	7番	萩原隆	委員	14番	古越久男

出席農地利用最適化推進委員 4名

茂木直人	柳澤弘久
古越優	金澤賢司

欠席者

高山修浩

事務局 局長 金井英明
係長 古越易臣
係員 斎藤翔

■ 議事

- (1) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請（1件）
- (2) 農地法第5条の規定による転用許可申請（3件）
- (3) 農地利用集積計画の決定について
- (4) 非農地通知発出について（2件）
- (5) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会8月定例会を開会いたします。

大井議長

農業委員会そば圃場での種まきについて、全国農業新聞に掲載されておりました。他市町村の農業委員会長からも、遊休農地の解消や食育などを目的とした本取組みは素晴らしいことだ、とお電話をいただきました。他市町村農業委員会でも、遊休農地の解消するために、農地パトロールに力を入れるなど様々な取組みを考えているようです。

また、農地転用の議案が終了した後、農地法改正に伴う農地取得の下限面積撤廃について、皆さまのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議事録署名人は5番内堀孝昌委員、6番清水陽子委員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-26の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-26を説明いたします。申請農地は大字馬瀬口[REDACTED]、地目は畠、面積は2,982m²です。譲受人は[REDACTED]氏、譲渡人は[REDACTED]氏です。建売住宅を建築する計画です。

6番清水委員

[REDACTED]氏は以前も別の農地で農地転用の申請をしております。本申請地周辺は、資料からも分かるとおり[REDACTED]氏の農地が広がっております。草地が広がっており耕作していませんが、農地パトロールをしていた際には、誰か耕作してくれればいいなと考えておりました。今回の計画では、自然を残しながら住宅を建築するということですので、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-27 の説明をお願いします。

11 番市川委員

譲渡人の [REDACTED] 氏は私の親族ですので、この案件のみ離席してもよろしいでしょうか。

大井議長

離席を認めます。

事務局齋藤

計画 4-5-27 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]

[REDACTED] 、地目は畠、面積は 982 m²です。譲受人は [REDACTED]

[REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED] 氏です。宅地分譲をする計画です。

12 番塚田委員

譲渡人の [REDACTED] からは、耕作はしておりませんが、年に数回トラクターで耕起しております荒れないように管理をしております。3 区画の宅地にそれぞれ出入口を作るようですが、大きな工事はないようですので、計画通りの転用で問題ないと考えます。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 19 号農地法第 5 条の規定による計画変更承認申請について、計画 4-6-6、及び計画 4-5-28 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-6-6 及び 4-5-28 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED] 、地目は畠、面積は 417 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

11 番市川委員

周辺は民家が 1 軒あるだけで、他は農地です。 [REDACTED] から御代田町に住みたいという思いがあり、 [REDACTED] 氏の [REDACTED] の土地を借りて住宅を建築するようです。荒町区では人口が減少しており、人口が増えるということは嬉しいことです。計画通りの

転用で問題はないと考えます。

大井議長

周辺農地の[REDACTED]氏と[REDACTED]氏への農業の影響はありませんか。

11番市川委員

[REDACTED]氏の農地は遊休農地です。[REDACTED]氏にも特に影響はないと思われます。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第21号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第21号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が5名です。田が2筆、4,292m²、畑が6筆、8,793m²です。また、農地中間管理機構の売買支援事業によるもので、畑が1筆、737m²です

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第22号非農地通知発出受付47番について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第22号非農地通知発出受付47番について説明します。申請農地は大字塩野[REDACTED]、地目は畑、面積は397m²、申請者[REDACTED]氏です。申請地は相続した時点で現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

6番清水委員

本申請農地は、相続される前に農地転用許可をされているよ

うです。確かに、現状は山林化しておりますが、宅地とするには雰囲気もよいため、通常の転用許可申請を提出したほうがよいと考えます。

大井議長

清水委員のご意見も分かります、ただし、■氏が相続した時には既にこのような山林であった可能性があり、非農地判定を却下する根拠がないと思われます。

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈賛成 13 反対 1〉

賛成過半数ですので、申請を承認します。

次に非農地通知発出受付 48 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 48 番について説明します。申請農地は大字御代田 ■、地目は田、面積は 2,633 m²、申請者 ■ 氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

11 番市川委員

本申請農地は、田の面影はありません。■氏にお電話をし、状況を聞きました。■氏の ■ が耕作していたため詳細は分かれませんが、耕作放棄地になってから 10 年以上は経過しているようです。■氏は ■ に在住しており、御代田町に帰ってくる予定はありません。また身内は ■ が御代田町近隣にお住まいですが、農業をする予定はないということです。以上の状況から、非農地とすることもやむを得ないと考えます。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

事務局齋藤

事務局から、事務連絡

農業者年金の加入推進について

長野県農業委員会大会に向けて、国や県への要望事項を聞き取り

農作業標準労賃・機械作業料金の一部見直しについて

大井議長

農地法改正に伴う農地取得の下限面積撤廃について、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

委員から出された意見（主に3つ）

- ①無条件で非農家が農地を取得されると、農地の集約化に影響がでる。また、農地転用ありきで取得する者もいるかもしれない。農地取得に係る町独自のガイドラインを作成し、慎重に審議を進める必要がある。
- ②まだよく分からないので、様子をみたい。
- ③下限面積があると、農地取得のハードルがあがる。このハードルが無くなることで、新規就農者が見込めると思う。

内堀会長代理

以上で御代田町農業委員会8月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年8月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

大井寿尚

議事録署名委員

内堀孝昌

議事録署名委員

清水陽子